

# 文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 大友 栄二

## 1 日 時

令和6年12月9日（月） 午後 1時04分から  
午後 3時05分まで

## 2 場 所

第2委員会室

## 3 出席した委員の氏名

大友栄二（オンライン）、太田正美、首藤健二郎、阿部英仁、高橋肇、木田昇、  
猿渡久子

## 4 欠席した委員の氏名

なし

## 5 出席した委員外議員の氏名

森誠一、福崎智幸、澤田友広、佐藤之則

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

教育長 山田雅文、警察本部長 種田英明 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- （1）第120号議案及び第121号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- （2）第109号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに全会一致をもって決定した。
- （3）「第43回全国豊かな海づくり大会」の警衛結果について、損害賠償の額の決定について、新生支援学校における個人情報書類の紛失について及び県立夜間中学設置基本方針の策定についてなど、執行部から報告を受けた。
- （4）閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。

## 9 その他必要な事項

なし

## 10 担当書記

議事課議事調整班 主査 利根妙子  
政策調査課政策法務班 主査 近慎太郎

# 文教警察委員会次第

日時：令和6年12月9日（月）13：00～

場所：第2委員会室

## 1 開 会

## 2 警察本部関係 13：00～13：45

- (1) 合い議案件の審査
  - 第109号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について  
(付託委員会：総務企画委員会)
- (2) 付託案件の審査
  - 第120号議案 警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正について
  - 第121号議案 令和6年度大分県一般会計補正予算（第5号）（本委員会関係部分）
- (3) 諸般の報告
  - ①「第43回全国豊かな海づくり大会」の警衛結果について
- (4) その他

## 3 教育委員会関係 13：45～14：30

- (1) 付託案件の審査
  - 第121号議案 令和6年度大分県一般会計補正予算（第5号）（本委員会関係部分）
- (2) 諸般の報告
  - ①損害賠償の額の決定について
  - ②新生支援学校における個人情報書類の紛失について
  - ③県立夜間中学設置基本方針の策定について
  - ④通学区域制度検証委員会について
  - ⑤県立高校における遠隔教育の整備状況について
- (3) その他

## 4 協議事項 14：30～14：40

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) その他

## 5 閉 会

## 会議の概要及び結果

**大友委員長** ただいまから、文教警察委員会を開きますが、本日は都合により私がオンラインで参加します。

オンラインでは委員の指名が難しい場合があるため、太田副委員長に進行役をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**大友委員長** 御異議がないので、太田副委員長よろしくお願ひします。

**太田副委員長** それでは、委員会を始めます。本日は、委員外議員として森議員、福崎議員、澤田議員、佐藤議員に出席いただいています。委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願ひします。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案2件及び総務企画委員会から合議のあった議案1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより警察本部関係の審査に入ります。

まず、合議案件の審査を行います。総務企画委員会から合議のあった第109号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

**種田警察本部長** 警察本部長の種田です。

大友委員長をはじめ、委員及び委員外議員の皆様方におかれては今年一年、警察業務の各般にわたり、御理解と御支援を賜り厚く御礼を申し上げます。

今年も残すところ僅かとなりましたが、県民の皆様が安全で安心な新年を迎えられるよう県警一丸となり、警戒活動等を行います。

本日の委員会では、付託案件2件と合議案件1件について審査いただき、その後、諸般の報告として第43回全国豊かな海づくり大会の警衛結果について報告したいと思います。それぞれ担当部長等から説明しますので、よろしく

お願いします。

**後藤交通部長** 第109号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、警察本部関係部分を御説明します。一部改正の内容は、本条例の別表第三及び第四に規定されている運転免許関係事務手数料の改正を行うものです。

文教警察委員会説明資料2ページを御覧ください。

まず、手数料の改正理由についてですが、道路交通法の一部を改正する法律、道路交通法施行令等の公布に伴い、令和7年3月24日からマイナンバーカードと運転免許証を一体化したマイナ免許証の運用が開始されます。運用開始後は、免許の保有形態が3通りとなり、マイナ免許証の1枚持ち、運転免許証の1枚持ち、双方のカード2枚持ちの中から自由に選択できることとなるため、当該保有形態に応じた手数料の見直し等を今回行うものです。

次に、主なマイナ免許証の導入効果についてです。マイナ免許証のみを保有している方は、市町村でマイナンバーカードの住所等の変更を届け出れば、警察での変更手続が不要となるワンストップサービスの利用ができること、マイナ免許証を保有する優良又は一般運転者の方は、時間と場所の制約を受けないオンラインによる更新時講習を受講できること、マイナ免許証1枚持ちは運転免許証1枚持ちと比較して更新時手数料等が安くなる3点があげられます。

次の3ページを御覧ください。

運転免許関係事務手数料改正の概要についてです。マイナンバーカードと運転免許証の一体化に伴い、マイナ免許証は運転免許情報をマイナンバーカードのICチップの運転免許専用領域に記録して一体化します。その運転免許情報の記録手数料やマイナ免許証の更新手数料を新設するほか、免許更新時講習の手数料に新区分としてオンライン講習手数料を追加します。

次に、改正される主な手数料額についてです

が、新規免許証交付手数料は、運転免許証1枚持ちが2,350円、マイナ免許証1枚持ちが1,550円、双方のカード2枚持ちが2,450円となり、マイナ免許証1枚持ちの場合、運転免許証1枚持ちと比較して800円安くなります。

免許証等更新手数料については、運転免許証1枚持ちが2,850円、マイナ免許証1枚持ちが2,100円、双方のカード2枚持ちが2,950円となり、マイナ免許証1枚持ちの場合、運転免許証1枚持ちと比較して750円安くなります。また、免許更新時のオンライン講習手数料は、優良及び一般運転者共に200円としています。なお、今回改正する手数料額は、警察庁が定める標準額に基づいており、道路交通法施行令に規定する手数料額と同額としています。

その他、免許証再交付手数料等の運転免許関係事務手数料についても改正を行っていますが、平成30年以降の物件費や人件費の変動分を反映したものとなっています。

また、本条例の別表第四には、指定講習機関に行わせることができる講習を規定していますが、道路交通法第108条の2第1項第14号に規定されている若年運転者講習を追加することとしました。なお、これらの施行については、本条例公布の日及び令和7年3月24日に順次行います。

**太田副委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

**首藤委員** マイナ免許証への変更が可能になるということで、オンライン講習になった場合に本人確認としてカメラで撮りつつ受講するという説明が以前あったんですけど、例えば講習30分なら30分、60分なら60分ずっといる確認はどうするのか。途中でいなくなって画面から消えた場合とかでも講習を受けたことになるのか。その対応策は今どのような状況でしょうか。

**後藤交通部長** ただいまの質疑にお答えします。30分あるいは60分のオンライン講習を受

ける際に、顔が画面の下に表示されますけれども、その画面から消えた場合には講習を受けたことになりません。その確認のために10分ごとに1回、オンラインシステム上の確認があります。また、ある一つの場が終了すれば簡単なテストを行って、聞いているかの確認を行います。

**首藤委員** それはきちんと事前に、画面から消えた場合は受けたことにならないという説明はその場で受けられるんですか。

**後藤交通部長** 今の御質疑ですけれども、恐らくオンライン講習を受ける際には、そのような説明はあると想定しています。すみません、ちょっと詳細は今のところ把握できていません。

**木田委員** どうもありがとうございます。マイナ免許証1枚持ちの場合、免許証の携帯、不携帯の取扱いはどうなるかですね。マイナ免許証自体に免許情報は見えないと思うんですが、これは本人確認して、分かれば免許を携帯しているということになるのか。あくまでもマイナ免許証の実物を持っていないと免許証としては不携帯という扱いになるのか、そこを教えてください。

**後藤交通部長** ただいまの質疑にお答えします。

結論から言うと、マイナ免許証を持っていない場合には免許証の不携帯になります。

**高橋委員** マイナンバーカードの普及ということもあって、今後、保険証も運転免許証も一体化が進むと思うんですが、運転免許証のみとマイナ免許証のみの手数料にかなりの差があります。これはどういうことですか。

**後藤交通部長** 現在の免許証については免許証の板がありますけれども、それが不要になります。大きくはその額によるものです。

**高橋委員** それもあるし、一つは普及させていきたいという意図もあるのかなど。私自身はまだマイナンバーカードを持っていないので、どういう形態のものかちょっとよく分かっていないですけど、さきほど木田委員からもあったように、本人確認とかがすぐに簡単にできるのか。今の免許証だと、眼鏡が必要とか、いつまでが期限とか細かいことも書かれているので、それ

を見れば自分でも確認はできるんだけど、マイナンバーカードの場合はそういうのは多分記載されていないと思うので、慣れない方は最初かなり戸惑いがあると思います。そこら辺の対応策は。

**後藤交通部長** 運転者本人については、一つは今警察庁でアプリを作っていると聞いています。このアプリを各自スマートフォンにインストールして、アプリから自分の免許情報を確認することができる。

もう一つは、マイナポータルから免許情報を確認することができる。手段としていくつも今検討しており、実際やると承知しています。

**太田副委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田副委員長** 大友委員長はありますか。

**大友委員長** ありません。

**太田副委員長** 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

**福崎委員外議員** オンライン講習の件でちょっとお尋ねです。オンラインの画面に本人が出て10分ごとに確認されるということですけど、それが受講される本人かどうかはどうやって確認するんですか。例えば、事業として更新事業——身代わりで他人が受けることだってあり得るのかなど。本人が受講しなくて、ほかの人がアルバイト感覚で60分聞けばいいみたいなことも想定されるかと思います。どうやって本人確認をするのか教えてください。

**後藤交通部長** 免許証のシステムは、共通基盤に全国一律で変わってきています。大分県も8日から共通基盤に移行しているのですが、このシステム上の共通基盤で持っている免許証の顔写真情報があります。免許証の顔写真と照合するシステムになっています。

**福崎委員外議員** それは機械的に自動で、ちゃんと画面に写っている人が本人か確認されるのか。誰か人が見て、本人と違うな、本人だなと確認するんですか。

**後藤交通部長** お答えします。

自動照合になります。

**澤田委員外議員** これから保険証とか、今回の

免許証とか、様々リンクしていくと思うんですけど、マイナンバーカードを紛失して再交付した場合は、自動的に免許証情報もそれに入ってくるようになっていくのでしょうか。

**後藤交通部長** 紛失した場合ですけれども、現時点ではマイナンバーカードを新たに取得した場合、免許情報がそこに自動的に入っていません。これは令和7年9月頃をめどにそういったシステムを構築すると伺っています。

**澤田委員外議員** 分かりました。ありがとうございます。

**太田副委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田副委員長** ほかに質疑もないので、これより採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**太田副委員長** 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。第120号議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正について執行部の説明を求めます。

**伊藤警務部長** 第120号議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正について御説明します。資料4ページを御覧ください。

今回の改正は、大分市の大字区域の一部の名称が変更されることに伴い、警察署の管轄区域に町名を追加するものです。

資料5ページ及び6ページを御覧ください。

①の大分中央警察署管内の大字荏隈、大字永興の一部が深河内一丁目から三丁目に、②の大分南警察署管内の大字小野鶴、大字上宗方の一部が宗方台北、宗方台東、宗方台西に、それぞれ名称が変更されます。これに伴い、それぞれの警察署の管轄区域に町名を追加します。

条例の施行日は、名称変更の実施日である令和7年1月11日です。

**太田副委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田副委員長** 大友委員長はありますか。

**大友委員長** ありません。

**太田副委員長** 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田副委員長** 別に質疑もないので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**太田副委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第121号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

**安藤会計課長** 第121号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第5号）のうち、警察本部関係について御説明します。資料7ページを御覧ください。

資料下段、第9款警察費の補正額は7億1,606万4千円の増額で、これを既定額に加えると、補正後の総額は287億5,202万1千円となります。

項別では、補正額の全額が第1項警察管理費です。その内容について、令和6年度補正予算に関する説明書により御説明します。資料8ページを御覧ください。

今回の補正予算額は、第2目警察本部費の給与費に係るものです。具体的には、節の区分及び金額の欄に記載のとおり、一番上の給料が3億1,253万6千円の増額、その下の職員手当等が3億920万2千円の増額、その下の共済費が9,432万6千円の増額となっています。いずれも本年度の給与改定に伴い増額となるものです。

**太田副委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田副委員長** 大友委員長はありますか。

**大友委員長** はい、ありません。

**太田副委員長** 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田副委員長** 別に質疑もないので、これで質疑を終了します。なお、採決は教育委員会関係の審査の際に一括して行います。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。①の報告をお願いします。

**福岡警備部長** 11月に開催された第43回全国豊かな海づくり大会に伴う行幸啓警衛の概要等について説明します。資料9ページを御覧ください。

まず、警衛の基本方針や大会概要等について説明します。本警衛については、御身の安全確保、歓送迎者の雑踏等による事故防止、適切な交通対策の推進の3点を基本方針とし、その時々的情勢や現場の状況等を踏まえつつ、必要十分な警備態勢により安全性を確保した上で、皇室と国民との間の親和にも配慮した自然で合理的な警衛を実施しました。

第43回全国豊かな海づくり大会の概要について説明します。御承知のとおり、大分県における全国豊かな海づくり大会は、昭和56年の第1回大会以来、2度目の開催でした。

式典行事は11月10日の日曜日、午前到大分市所在の大分県立総合文化センターで開催され、海上歓迎・放流行事は同日の午後に別府市所在の別府港4号埠頭で開催されました。

次に、御日程の概要について説明します。天皇皇后両陛下は、第43回全国豊かな海づくり大会に御臨席、あわせて地方事情御視察のため、11月9日の土曜日から翌10日の日曜日まで1泊2日の御日程で大分県を行幸啓されました。今回の大分県への行幸啓は、御即位後、初めてでした。

1日目、両陛下は特別機で大分空港に御着され、国東市に所在の大分県種苗生産施設を御視

察されました。その後、大分市所在のホテル日航大分オアシスタワーにて、絵画・習字コンクールの優秀作品御覧、漁業関係者等との御懇談の行事等に御臨席されました。

2日目は、大分県立総合文化センターでの式典行事や別府港4号埠頭で海上歓迎・放流行事に御臨席された後、大分空港から特別機で還幸啓されました。

次に、本警衛における諸対策の概要について説明します。県警察では、昨年11月に警察本部長を長とする警衛準備本部を設置するとともに、警察本部内に警衛対策室を約50名体制で設置して、主催者や各行幸啓先の施設管理者等と緊密に連携を図りながら警衛本番に向けた準備を進めました。また、警衛本番では天皇皇后両陛下の安全確保はもとより、本大会が安全かつ円滑に開催され、天皇皇后両陛下と参加者や奉迎者の間で安全かつ安心して親和が図れるように、十分な警備態勢の下、主催者等と緊密に連携を図りながら各種警備対策を徹底しました。

まず、中段左側の大会会場における警備対策です。本大会の式典会場や放流会場においては、主催者と連携し、参加者の確認を二重三重に行い、会場内への不審者の紛れ込みを防ぐとともに、会場内外に制服や私服の警察官を多数配置するなど警戒を徹底し、大会参加者の安全確保及び大会行事の円滑な進行を図りました。

2点目、中段右側の沿道における歓送迎者対策です。御順路の沿道では、多数の方が歓送迎されましたが、大分市、別府市、国東市の各自治体職員と連携して、歓送迎エリアでのまとめ歓送迎を行うとともに、歓送迎される方々の御理解と御協力をいただきながら、そのセキュリティチェックを徹底した結果、事故等の発生も無く、安全かつ安心して歓送迎をしていただくことができました。

3点目、下段左側の交通対策です。大会当日、大会会場周辺等における交通渋滞等が予想されたことから、大会関係者の安全かつ円滑な通行を確保しつつ、一般交通への影響も最小限に抑えるため、各種媒体を活用した事前広報等により大会会場周辺等における交通総量の抑制を図

るとともに、大会当日には所要の交通規制を実施しました。

4点目、関係機関との連携ですが、放流会場周辺では海上保安庁と連携し、複数の警備艇による海上警戒を実施しました。また、大分市所在のおおいた消防指令センターに警察官を派遣し、天皇皇后両陛下の御順路の状況や式典等の進行状況について、リアルタイムで情報共有を行いながら、特に御順路上における緊急自動車の優先通行に努めました。歓送迎場所では、さきほども申し上げたとおり自治体職員と連携して、歓送迎者に安全な歓送迎方法等について声掛けを行い、事故等もなく多くの県民の皆様へ天皇皇后両陛下を温かく迎えていただくことができました。

今回の行幸啓警衛は、本部長以下県警の総力を結集して取り組んだ大規模警衛でしたが、大会主催者である県をはじめ、関係自治体及び各行幸啓先の施設管理者の皆様への絶大な御協力があり本警衛を完遂できたものと考えています。

県警では今後も日本一安全な大分の実現に向けて、さらなる治安の維持、向上に努めていきたいと考えているので、引き続きの御支援、御協力をよろしくお願いします。

**太田副委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

**猿渡委員** 準備段階から当日まで本当に大変だったと思います。これだけの大規模な行事なので、神経も使いながら皆さん取り組まれたと思います。大変お疲れ様でした。多分雨の中でびしょ濡れて寒かったかと思うんですね。そういう天候が悪い中でも、大人数で対応いただいて本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。

今回の経験でよかった点も含めて、教訓とか今後に向けていかすべき点があったら教えてください。

**福岡警備部長** 御質疑にお答えします。

冒頭に温かいお言葉をいただき、大変ありがとうございました。

今回の警衛に関しては、さきほども申したよ

うに、県警の総力を挙げて取り組みました。警衛だけに限りませんが、御存じのとおり2年前の安倍元総理襲撃事件以降、警護、警衛に関しては、大分県警だけでなく全国警察を挙げて取り組んでいるところです。

また、警護、警衛に100点はないといつも考えています。一つ一つの経験を積み重ねて、さらにいい警護、警衛にしていくことが大事です。

今回の警衛においても、非常に学ぶべき点は多々ありました。大分県警では過去最大規模と言っていい警衛でしたけれども、こういったノウハウも今後にかせると考えているし、交通規制等において県民の皆様にも多大な御協力をいただいたこと、その広報の仕方なども工夫したことがあったので、そういったところも今後にかせたいと考えています。

**太田副委員長** 資料にあるまとめ奉迎とは、具体的にどういうことをしたんですか。

**福岡警備部長** 歓送迎に出席いただいた県民の皆様にも、ここからここまでの間ぐらいにまとまって、お手振りをしていただいいてよいでしょうかという声掛けをしました。天皇皇后両陛下が乗られたお車も、そういったところではちょっとゆっくり御走行いただく等の工夫をして、県民の皆様方に天皇皇后両陛下にお手振りをしていただいたものです。

**高橋委員** 本当にお疲れ様でした。無事にこういう大きな行事が終わったことは大変喜ばしいと思います。

ちょっと1点、今回の警衛に警察官が総勢どれくらい関わったのか。それから、周辺部の市町村の警察とかにも応援を頼まれたかどうか、教えてください。

**福岡警備部長** 御質疑にお答えします。

全国警察のお力添えをいただきました。過去最大規模で、北は北海道から南は沖縄県まで、全国全ての都道府県ではありませんけれども、ほとんどの都道府県から御支援をいただいています。

ただ、大変申し訳ございません。具体的な警察官の数に関しては、警備上の支障があるので、

それに関しては詳細な答えを控えていると思います。

**高橋委員** 分かりました。ただ、多分大分市と別府市だけでは当然足りない。全国から、大分県内の市町村の警察からも応援を頼んだと思います。

ちょっと心配なのは、その間、周りの地方の警備が手薄になり、そこでいろんな事故や犯罪が起きないとも限らないことです。そこら辺は警察の皆さんですから、抜かりはないと思っています。

**太田副委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田副委員長** 大友委員長ありませんか。

**大友委員長** 質疑は特にありません。大変お疲れ様でした。

**太田副委員長** 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田副委員長** ほかに質疑もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田副委員長** 大友委員長何かありますか。

**大友委員長** 1点いいでしょうか。

今回の一般質問で戸高議員の質問の際に、信号機に付いている地名表示の件で要望があったかと思いますが。我々もずっと要望をしてきたことですが、これはトラック協会をはじめ、いろんな団体から要望が出ています。やっぱり仕事の際に目印にしたい、事故があり救急車を呼ぶ際、もちろん観光でも、いろんな部分で地名表示が消えていることに不都合があるという要望をいただいています。

これは道路管理者がやるべきなのか、信号機設置者がやるべきなのか、そういった議論もあると思うんですが、これはないと困るので、早急に改善していただきたいと要望したいと思います。何かコメントがあれば、いただけたらと思います。

**後藤交通部長** ただいまの御要望ですが、少し説明したいと思います。

先般の一般質問でもありましたけれども、以前から大友委員長はじめ、森議員からも信号柱に取り付けられている、いわゆる地名板の更新などについて要望を承っています。

これまでは主として県警が信号機の管理表板ということで整備をしてきました。この信号機の管理表板は、交通の安全と円滑を目的として整備し、信号機の管理、それから渋滞情報の起点、交通事故発生時の目標地点などに活用しているほか、県内外の道路利用者の利便性にも有効な地名板としての役割も果たしています。

県警としては県民要望を踏まえて、交通の安全と円滑に資するため、老朽化した管理表板については、信号機の維持管理上、必要な事項を確認して修繕、補修、あるいは更新など様々な対応を検討しているところなので、今しばらくお時間をいただきたいと思います。

あわせて、県民サービスの低下を招かぬよう、今後の設置や維持管理対策などについて検討を進めたいと考えています。

**太田副委員長** 大友委員長よろしいですか。

**大友委員長** 是非よろしく願います。

**太田副委員長** 委員外議員の方ありませんか。

**森委員外議員** 今のことに関連して補足というか、お願いですけれども、不便を感じている県民の方から多くの声を私どもいただいています。また今後、維持管理や整備をしていく段階では予算も必要になってくるので、文教警察委員の皆さんから後押しいただきながら、しっかりと県民の要望に応えていただきたいと思います。よろしく願います。

**太田副委員長** ほかにありませんか。

**猿渡委員** 闇バイトについて、啓発活動なども熱心にされていると思いますけれども、加害者になる側面と被害者的な側面もあると思います。教育委員会とも是非連携して、高校生などに学校でも啓発を図っていくことも必要ではないかと思えます。その点、是非今後連携しながら、さらに取組を強めていただければと思えますが、いかがでしょうか。

**萩尾生活安全部長** ただいまの質疑について御説明します。

現在、報道等で御承知のとおり、闇バイトに絡む強盗事件等は関東を中心に多発しています。近くでは山口県光市で闇バイトに絡む強盗予備で中高生が検挙されていることを踏まえて、大分県警もいつ発生するか分からないと危機感を抱いています。

高校生に対する注意喚起ですが、この闇バイトに応募する方は高校生を中心とした若者ということで、現在、まずSNSの活用ですね。具体的には県警のホームページ、公式X、インスタグラム等での情報発信。それから県内の学校に対しては、従来、警察署員等が行っていた非行防止教室やサイバーセキュリティカレッジがあるので、こういったところで学校に警察官が赴き、直接注意喚起をしています。

また先日は、大分駅に通学、通勤をする若者を中心に呼びかけを行う街頭活動で、闇バイトは犯罪という認識を深める取組をしています。

そのほか、現在行っている施策でメッセージコンテストがあります。この内容は、県内在住の16歳から29歳までの若者を対象として、闇バイトの危険性を伝えるメッセージ性のある動画やイラストを応募してもらうコンテストです。これを実施して、若者を中心に闇バイトの危険性などを知ってもらう取組を行っています。

そのほか保護対策で、さきほど申したSNSや非行防止教室などの中でも、実際に闇バイトに応募した方に、一度立ち止まって引き返す勇気を持って警察に是非相談してくださいと伝えています。そうすれば、あなたと御家族は警察が必ず守りますということも含めて広報啓発をしています。

今後も学校、教育関係団体等と協力をして、そうした取組等を続けたいと思っています。（「よろしく願います」と言う者あり）

**太田副委員長** 関連ですが、個人情報や向こうに取られて脅迫されて、やむなく実行に及ぶみたいなこともあると思います。その辺の抑止力というか、何か対策は考えられていますか。

**萩尾生活安全部長** さきほど申した取組の中においても、やっぱり脅されても実行行為を行えばそれは犯罪ですと伝えています。いわゆる強

盗、窃盗や詐欺とかになるかと思うんですけども、実行行為をすればそれは犯罪行為ですよと。犯罪となれば当然警察に捕まって、処罰を受けることもしっかり認識していただくように注意喚起をしています。

**太田副委員長** もう一方で、高齢者がロマンス詐欺に最近よく引っかかっている感じがするのですが、この対策はどうしているんですか。

**萩尾生活安全部長** ロマンス詐欺に限らず、特殊詐欺やSNS型投資詐欺は、件数や被害金額も昨年に比べて非常に増えています。

特殊詐欺については、これまでどおり犯人と話さない対策、だまされない対策、だまされてもお金を渡さない対策の三本柱をやっていきます。

それからSNS型投資・ロマンス詐欺については、最初の犯人との接触が基本的にフェイスブック、InstagramやXといったSNSでの接触ですから、SNSを通じた広報啓発が大事だと思います。

ただ、高齢者については、新聞やテレビとかの方が有効かなというところもあります。報道関係者に御協力をいただいて、これまで複数回、ニュース番組で特集を組んだり、先日は大分合同新聞の一面に特殊詐欺防止の記事を掲載していただいたり、引き続き広報啓発をやっていこうと思っています。

**太田副委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田副委員長** ほかにないので、これをもって警察本部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

執行部が入れ替わるので、少々お待ちください。

〔警察本部退室、教育委員会入室〕

**太田副委員長** これより、教育委員会関係に入ります。

本日は、都合により大友委員長がオンラインで参加しています。また、委員外議員として森議員、福崎議員、澤田議員、佐藤議員に出席い

ただいています。

それでは、付託案件の審査を行います。第121号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

**山田教育長** 教育長の山田です。初めに私から一言、御挨拶を申し上げます。

文教警察委員の皆様方には、日頃から教育行政の推進に様々な御尽力をいただいていることに改めて厚く御礼申し上げます。

本日は付託案件1件、諸般の報告5件を予定していますが、そのうち2件に不祥事案件があります。委員の皆様をはじめ、県民の皆様の信頼を損なったことに対して大変申し訳なく思っています。今後、再発防止に向けて万全を期していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは付託案件の補正予算議案について、深藏教育財務課長から説明します。

**深藏教育財務課長** 第121号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第5号）の本年度の給与改定に伴う給与費について、教育委員会分を説明します。資料2ページを御覧ください。

第10款教育費第1項教育総務費の補正予算額のとおり、給与費は31億4,496万9千円の増額となっています。内訳としては、給料が14億1,979万6千円、期末・勤勉手当や給料改定のはね返し分を含めた職員手当等が13億914万6千円、共済費が4億1,602万7千円となっており、これにより補正後の累計は179億8,770万5千円となります。

**太田副委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

**猿渡委員** 意見です。私たち議員と特別職の引上げについては反対です。けれども、これは職員分なので、職員の給与等の引上げについては賛成で、委員会では賛成します。

**太田副委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田副委員長** 大友委員長はありませんか。

**大友委員長** ありません。

**太田副委員長** 委員外議員の方は、質疑等はあ

りませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田副委員長** ほかに質疑もないので、さきほど審査した警察本部関係部分とあわせて採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**太田副委員長** 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。まず、①と②の報告をお願いします。

**坂本特別支援教育課長** ①損害賠償の額の決定について報告します。資料3ページを御覧ください。

賠償額が300万円以下の損害賠償額の決定については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分ができることとなっており、相手側に速やかに賠償金を支払う必要があったことから、令和6年11月6日に専決処分したので、その報告を行うものです。

概要は、県立佐伯支援学校職員が平成28年1月に作成した小学部通信「のびのび」第9号において、インターネット上で公開されたイラスト画像を使用許諾を得ることなく使用し、児童に配布、同校のホームページで公開したため、著作権者にイラストの使用料相当分の損害を請求されたものです。

県としては、学校においてイラストの無断使用の瑕疵があり、相手側に損害を与えたと判断し、国家賠償法第1条に基づき、相手方に損害賠償の支払を行いました。

再発防止策としては、学校現場に対し注意喚起の文書を発出するとともに、ホームページ公開中の記事に使用されているイラストについて、著作権の有無の確認を実施しました。また、県教育委員会が作成したイラスト検索サイトによる、学校が無料で使用できるイラストの提供等、

再発防止に努めます。

続いて、②新生支援学校における個人情報書類の紛失について御報告します。資料4ページを御覧ください。

まず、1概要を御覧ください。(1)事案発生日のとおり、本事案は中学部修学旅行中の最終日11月26日に発生しました。

(2)紛失が確認された個人情報書類については、参加した生徒3名の療育手帳と、そのうち1名の療育手帳に挟みこんでいた保険証の写しを紛失しています。

(3)経緯を御覧ください。事案発生当日、当該校主幹教諭が参加生徒の電車の切符購入を依頼するために、旅行会社添乗員に19名分の療育手帳を一つの封筒に入れて渡しました。添乗員は預かった手帳を切符購入の前に、封筒から取り出し、障がいの等級であるA判定、B判定ごとに手帳の仕分けを行いました。割引適用のあるA判定の手帳のみ改札に提示し、切符の購入を行っています。

その後、移動した新大阪駅内で添乗員から主幹教諭に手帳が返却されましたが、主幹教諭が新幹線内で手帳の数を確認したところ、3名分の療育手帳の紛失が発覚しました。

発覚後に、宿泊先、駅、警察やコンビニ等に連絡をしましたが、発見に至らず、大分駅到着後に校長より当該生徒3名の保護者へ事案の説明と謝罪を行いました。同日に、大分中央警察署へ届出をしていますが、現在のところ発見できていません。

再発防止への対応についてです。2今後の対応(再発防止)に示しているとおり、11月29日金曜日に記者発表を行い、同日、特別支援学校校長会を実施、学校における情報セキュリティの確保・徹底、個人情報の取扱いについての注意喚起を行いました。

**太田副委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

**猿渡委員** 報告①については、新たな情報源がどんどん出てくる中で、専門家の助言なども得ながら対応することが必要ではないかと思いま

す。今後そういうことを考えるべきではないかというのが一つですね。

報告②について、切符を購入する際の療育手帳は、コピーでは駄目なんでしょうか。コピーもなくしては困るし、いけないんですけども、療育手帳自体を持ち歩かなくてよい方法がないのかですね。今後の再発防止に向けての方法としてどうだろうかと思いますが。

**坂本特別支援教育課長** お答えします。

まず、著作権の損害賠償の件で、今後の再発防止に専門家の意見を取り入れてはということでしたが、再発防止に向けて無料で教職員が使えるイラストの検索サイトを立ち上げています。まずは、安全に使えるサイトを使っただけを前提に再発防止に取り組んでいきたいと思っています。それで、専門家の意見が必要であれば、そのときにまた考えたいと思っています。

二つ目の療育手帳のコピーについては、鉄道会社の割引を利用するときに必ず現物でとなっており、なかなかコピーでは対応が難しい面があります。こちらについても、学校の保管とか個人情報をしっかりと扱っていくなど再発防止に向けて取り組んでいきたいと思っています。

**猿渡委員** イラストに限らず、幅広い面で新たな情報源とかに対して対応が難しかったり、分かりづらかったりする面があるかと思っています。教育委員会に限らず、専門家の助言が必要ではないかと思うので、これは要望しておきます。

**太田副委員長** 大友委員長はありますか。

**大友委員長** 佐伯支援学校のイラストの件です。職員がいい新聞を作っていることが結構多くて、こういうイラストを使ってしまったのは非常に残念なんですけど、何かあれもこれも使っちゃいけないということで、限られたイラストしか使えないとかだったら、せっかくいいものを作ってきた方たちに制限がかかって、なかなか新聞を作りづらくなるんじゃないかなと思うんですね。猿渡委員が言われたように、専門家の助言じゃないですけど、例えば、こういう新聞を作るための講習会とか、そういうことも今後必要なのかなという気がしています。

それと新生支援学校の件は、教職員じゃなくて添乗員がなくなったという形になるんですかね。ちょっと責任の所在がよく分からないんですけど、こういう個人情報を添乗員に渡して処理してもらう形が適切なのかをお聞きしたいと思います。

**坂本特別支援教育課長** 修学旅行の添乗員へ療育手帳を渡す行為については、教職員は修学旅行中の引率とか介助が中心になっているので、どうしても切符の購入で割引が必要な場合には添乗員にお願いするというケースが支援学校ではあります。

責任の所在については、この3日目の主幹教諭から添乗員に渡した段階が、一番可能性が高いと考えているんですが、ここだと断定しているわけではなくて、一番紛失した可能性が高いだろうと報告をしています。

**大友委員長** 教職員も添乗員も、どっちの責任かというちょっと気持ち悪いところがあると思うんですね。

なので、こういう部分の責任の所在も事前にしっかりと話した中で、作業をやっていく必要があるのかなと感じています。またその辺は御検討いただきたいと思っています。

**首藤委員** 佐伯支援学校のイラストの件です。今後の再発防止ももちろん大事ですけど、これは平成28年1月でちょっと前だと思って、これから随分前のイラストについて、また請求されることがないのかと思いました。そのチェックはされているのかどうか。

**坂本特別支援教育課長** 昨年度の別府翔青高校の件と今回の佐伯支援学校の件で、全部のホームページのイラストについては確認をしています。

**太田副委員長** 私からちょっと関連して質疑ですが、これは7年以上経っているので、時効は相談されましたか。多分時効が来ている案件ではなかったのかなと思うんですけど、それについては、法的な対抗手段は講じたのかどうか、聞かせてください。

**坂本特別支援教育課長** 時効等については、県教育委員会の顧問弁護士に相談をして、期間や

額とか事実確認をしながら、今回の賠償を決定しています。

**太田副委員長** 明確に。時効にあたらなかったのか。

**坂本特別支援教育課長** 時効にあたらないと弁護士からは聞いています。

**太田副委員長** 何年以上が時効ということは教えられていないんですか。

**坂本特別支援教育課長** そちらは聞いていません。

**高橋委員** 報告②なんですけど、ちょっと状況がはっきり分からないところもあるんですが、これだけ見ると、さきほどあったように、旅行会社の添乗員にも何らかの落ち度があったのかなと思わざるを得ないところもあります。今、教育現場は人員不足で、修学旅行等も恐らく教職員ぎりぎりの数で行っていると思います。当然、支援の必要な子どもたちが多いわけですから、なかなか教職員が目から離す時間がないので、添乗員がその分、そういう手続をしなければならぬ役割分担もあると思うんです。この件について旅行会社に対して、添乗員を疑うわけではないですが、こういう紛失物についての注意喚起はされているんですか。

**坂本特別支援教育課長** お答えします。

旅行会社については、事前に必ず学校で旅行の打合せを行っているので、そのときに個人情報取扱いの注意喚起は行っています。

また、旅行会社自身もパスポートとか、いろんな個人情報を扱う会社なので、会社としても徹底をしていると今回説明がありました。しかし、こういった事案が起こってしまったので、再度学校にも事前説明の中で、旅行業者に個人情報取扱いを徹底するようにと私から話しています。

**高橋委員** 今回、3人分となると多分まとめて置いて、どこか封筒に入れたか何かのつもりで席を立てて行ってしまったのかな。これはあくまでも想像ですから何の根拠もありません。分かりました。ありがとうございます。

**木田委員** 坂本特別支援教育課長が回答されたように、こういうケースはあるんでしょう。あ

るんですから、具体的に受渡し簿を作ってやってくださいとかを徹底しない限り、これは再び起こりますね。受渡し簿がないから、大切なものがなくなってもどこで何があったか分からない。だから、そういうのを作りなさいと現場に徹底する、あるいは旅行会社に徹底するしかないと思うので、そこはちゃんとしてもらいたいです。

**坂本特別支援教育課長** 学校は、その療育手帳の出入りはチェックをしていましたが、木田委員のおっしゃるとおり、旅行会社とのやり取りの中でのチェック機能が少し甘かったところがあります。また、そちらも踏まえて再発防止をしていきたいと思っています。

**太田副委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田副委員長** 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

**福崎委員外議員** 報告②の関係で、木田委員と似ているんですけど、これは結局、何が一番問題だったのかと、それに対してどういう具体的な対策を取ったのかを教えていただきたいです。ものすごく再発防止を検討した割には抽象的で、問題がどこにあったのかをちゃんと分析して対策を打っているのかがよく分からないんですよ。これは何が一番問題だったかと、それに対してどういう具体的な対策を取ると決めたんでしょうか。

**坂本特別支援教育課長** お答えします。

まず、添乗員に全ての療育手帳を渡す必要が今回あったのかどうか。結局、割引が必要なのはA判定の子どもたちの療育手帳で、今回なくしたのがB判定の子どもの手帳でした。そういった意味で全部渡す必要はなかったのではないかと。

また、封筒で保管はしていましたが、渡すときにちゃんとチャックの付いたもので渡すとか、そういったことが必要ではなかったのか。

そして、今回1名の生徒の保険証が紛失していますが、本来保険証は別々に保管をすると学校では決められていたのに、たまたま保護者から出されたまま持ち歩いて、結果として1名分

の保険証のコピーが紛失したという原因分析をしています。

その再発防止に向けては、まず、療育手帳等を校外に持ち出すときは、さきほども申したチャックの付いた、落とす可能性が低い保管で行うこと。あと、全員分渡す必要がなければ、必要な生徒分のみを学校からちゃんと責任持って渡す。そして戻ってきたら、そのときに現物の数をきちんと確認する、そういう再発防止策を学校には伝えています。

**福崎委員外議員** それは全ての支援学校にも文書か何かできちんと出されて徹底されたのですか。それとも当該事件が起きた学校のみに言われたのですか。

**坂本特別支援教育課長** 全特別支援学校に、研修会の中で私からプリントを配布しています。

**山田教育長** 今の修学旅行中の案件については、業者側も再発防止に向けてどうすればいいかを真剣に考えています。

ほかの特別支援学校も同じように、こうして公共交通機関を使って旅行に行く場合は、療育手帳を預けるケースがままあるので、旅行会社ともよく話し合っ、どうすれば絶対にこういうことが起きないかという対策をしっかりと考えていきたいと思っています。

最初の報告①について、首藤委員から随分古い事案で、ほかにもないのかというお話がありました。私どももそういう観点から今調べているところですが、実はもう1件、今問合せを受けている案件があります。それは著作権者側から、これは無断使用じゃないかという問合せで、今事実関係を確認しているところです。

これは我々が別府翔青高校の事案を受けて注意喚起をしたよりもずっと前に起きた事案で、そういう意味では、余りこの辺の注意が徹底されていない頃の事案がほかにもあるんじゃないかということも含めて、しっかりと対策を講じてきたいと思っています。

また時効の件は、今回もこの金額で本当にいいのかについて、弁護士を入れて法的に検討して、先方といろいろ交渉した結果、この金額まで引下げになっています。向こうの言い分とこ

ちらが法的に精査し、その協議の結果でこの金額に落ち着いたものです。今後もこの損害賠償事案については、法的にあらゆる角度から適正な金額となるようにしっかりと詰めていきたいと思っています。

**太田副委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田副委員長** ほかに質疑もないので、次に③から⑤の報告をお願いします。

**小野義務教育課長** 11月8日の教育委員会で承認された、③県立夜間中学設置基本方針の策定について御報告します。資料5ページをお開きください。

資料右上の4夜間中学設置の基本方針を御覧ください。(1)設置主体は、大分県となります。(2)開校時期は、令和8年4月です。(3)設置場所は、県立爽風館高校内です。

(4)教育理念ですが、設置支援委員会で委員から御意見が多かった、多様性、安心できる環境、自分らしさ、仲間と一緒に等を盛り込んでいます。

(5)入学対象者ですが、大分県に居住する学齢期を過ぎた満15歳以上で、記載している二つに該当する方です。国籍は問いません。来年度、実施予定の入学説明会等で、丁寧な面接を行い、入学の可否を検討していきます。

(6)入学、進級、卒業、修業年限です。入学は第1学年4月を基本としますが、入学希望者の事情等を踏まえ、年間を通じた入学や第2学年または第3学年からの入学も可能とします。進級は、生徒との面談や学習状況等を踏まえ行います。校長の判断により、当該学年に留め置いて学習を継続することもできます。卒業は、第3学年3月末とし、卒業の認定については出席日数や生徒の学習状況、本人の希望等を踏まえ、校長が判断します。修業年限は原則3年とし、最長6年間在籍可能とします。(7)学級編制は、開校時の学級数は3学級とします。

(8)教育活動ですが、週5日の授業で入学希望者の学習状況等に応じ、教科によってはコースに分かれて学習します。ただし、一部の教科のみを受けることや日本語のみを学習するこ

とはできません。コースは入学希望者と面談を行い、決定します。

(9) 本人負担ですが、授業料及び教科書費用は無償とし、教材費は生徒本人の実費負担とします。

次に、5夜間中学開校に向けた今後の取組を御覧ください。今後はシンポジウム、入学者説明会及び面談、体験教室の実施、生徒募集に向けた広報活動を実施し、県民の理解や関心を高めていきます。また、学校基本方針の検討や特別の教育課程の編成、オンライン講座の方針等、検討を進めます。

**小野高校教育課長** ④通学区域制度検証委員会について、現段階の進捗を御報告します。資料6ページをお開きください。

通学区域制度検証委員会は、県立高校における魅力ある学校の実現に向けて、現行の通学区域制度の在り方について検証するとともに、魅力ある学校づくりや、全ての地域の高校において質の高い教育を提供できる環境について検討するために設置したものです。

本委員会の開催に向けて、ワーキンググループによる会議を3回開き、論点整理やアンケートの素案づくりを行うなど、委員会での充実した協議に資するよう準備しました。

9月12日に開催した第1回検証委員会では、委員の皆様から、客観的なデータに基づいてそれぞれの立場から意見を出していただきました。その抜粋を載せていますが、魅力ある学校づくりに向けては生徒、保護者の学校選択の理由や現行制度についての生徒、保護者、教員の認識などを集約し、それを踏まえて協議する必要があるとの意見をいただきました。

これを受けて、質問項目や対象について改めて丁寧に見直し、現在、アンケート調査を実施中です。結果については、ワーキンググループにて分析を行い、第2回委員会の開催に向けて準備を進めます。

続いて、⑤県立高校における遠隔教育の整備状況について、現段階の進捗を御報告します。資料7ページをお開きください。

今後の生徒数の急激な減少に伴う教員配置数

の減少に対応するため、どの地域においても生徒自らの可能性を最大限に伸ばし、多様で質の高い高校教育を提供できる環境の整備を行っています。特に本県では、資料の下半分にあるとおり、大分モデル（大分県の遠隔教育システム）として、遠隔授業と遠隔による学習支援を実施します。遠隔授業では、2校合同での同時双方向型の授業を展開します。

資料右下②遠隔による学習支援は、長期休業中などに実施する特別授業や動画教材の配信などを予定しています。

資料右上の主なスケジュールについてです。現在、配信拠点となる施設を大分上野丘高校の敷地の一部に整備しているところですが、加えて、令和7年度に遠隔授業を実施する4校と、大分市内を含めた普通科等設置校22校の受信環境等の整備を行っていきます。なお、令和7年度のコメ印にある令和7年度4校実施、令和8年度8校実施予定、令和9年度5校実施予定の意味ですが、令和7年度は4校で、令和8年度はこれに加えて8校、令和9年度はさらに5校加えます。令和8年度は12校、令和9年度は17校で実施予定ということです。資料上説明が不足していたので、補足します。

資料8ページは配信室と受信教室のイメージです。遠隔授業では、アバターや生徒の一人一台端末で、生徒の学習状況を確認します。また、異なる学校の生徒ともグループ学習ができるカメラ機器を整備し、互いに切磋琢磨できる環境を整えています。

**太田副委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。まず③の報告について、委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

**高橋委員** 夜間中学の設置の件ですが、やっとな教育委員会も本格的に動いていただいて、本当にうれしいなと思います。本当に隠れたニーズが県内にたくさんあると思うので、よろしくお願ひします。

この件について先般、うちの会派でも全国で夜間中学を広げている桜井先生をお呼びして、教育委員会からも担当職員の皆さんに参加して

いただいて一緒に学習会をしました。

その中で出たのが、夜間中学は昼間の中学校とは違うと。昼間の中学校に近づけるようなことをすればだんだん来る人が減ると言っていました。大分県らしい、本当にニーズに合った夜間中学を教育委員会として今後頑張って研究していただきたいと思います。同時に、ここに書いていない、いわゆる高校を卒業したけれども、不登校とかで十分に学びができず、もう一度やり直したいという子どもたちも是非加えていただいて、誰一人取り残さない、そういう教育を是非実現していただければと思っています。質疑というよりもお願いします。

**太田副委員長** 答えはいいですか。（「いいです」と言う者あり）

**猿渡委員** 本当に大変喜ばしいと思います。待っている方がいると思うので、ありがたいと思います。

実際に爽風館高校まで週5日通うことが難しい方も多いと思うので、オンラインも大事ですが、オンラインのサポートが必要な方も多いかと思えます。そのあたりはどのように考えているのでしょうか。

**小野義務教育課長** 質疑ありがとうございます。

実際、大分県内は希望者が各地に点在している実態が分かっています。そのため、オンラインによる学びの提供は是非研究して、実現していきたいという方向で進めています。

実は今回、オンライン講座の模擬教室をしたのですが、21名の方が参加しました。Zoomで実施したんですけれども、やはり猿渡委員が御指摘のとおり、つなげられないという方も実際にいて、Zoomが使えないときの電話の対応窓口も準備して、アカウントの取得方法、また使い方等は個別に相談に乗りますよと言っていました。

ただ、実際はお子さんやお孫さんにつないでもらった方がいました。当然お困りの方もいると思うので、そういった窓口とか、相談は柔軟に対応していきたいと考えています。

**猿渡委員** 慣ればいいと思うんですけど、必要な方については、慣れるまで丁寧なサポート

をよろしくをお願いします。

**太田副委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田副委員長** 大友委員長はありますか。

**大友委員長** ありません。

**太田副委員長** 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田副委員長** それでは、④の報告について、委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

**首藤委員** 通学区域制度ですけど、この委員会で北海道夕張高校へ視察に行きました。そのときに夕張高校の校長が、地域に高校を残すことは、要はその地域にとっても必要だと。経済的にその地域を守る観点からも必要なんだとおっしゃっていました。親や生徒は、レベルや競争力の高い学校に行きたいというのは、アンケートを取ると当然こういう結果にはなると思うんです。読んでいて思ったんですけど、地域に学校が必要なんだという要素がどこかで感じられる方向がないのかなど。ですから、地域の高校にいても遠隔授業だけではなく、いろんな高校との交流があったり、刺激を受ける場面があったり、要は地域の高校を残す観点をこの中に入れていただきたいという思いがあるんですが、その辺はいかがでしょうか。

**小野高校教育課長** ありがとうございます。

この通学区域制度検証委員会ですが、もちろん通学区に特化した質問もあるし、学校の魅力づくりとか、地域の学校の教育の質をいかに担保していくかという観点で、それぞれの立場からも御意見をいただくようにしています。広い視野で、通学区域に限らず、先を見据えながら御意見をいただきたいと思っています。

**太田副委員長** 大友委員長はありますか。

**大友委員長** 今のアンケートの件で小野高校教育課長とも少し話をしましたけれども、学校を選択する部分においては、誘導とまでは言いませんが、やっぱりこういう結果になるよねと。私はどちらかということ地域の学校を残したい方ですけど、そんな私が答えても多分、全県一区はいい制度だよねという回答になってしまう

ような気もしています。

いろんな部分で聞きたいこと、調査したいことがあると思います。アンケートは非常にいいことだと思うんですが、検討委員会の中でも、こういう問いだとこういう結果になるところを踏まえて、しっかり調査、検討、議論いただきたいなと思っています。首藤委員が言われたように、やっぱり地域の高校を残すことが地域の活性化、維持、発展にもつながるので、その辺も検討委員会での議論が進むように、またいろいろ御配慮をいただきたいとお願いします。

**小野高校教育課長** ありがとうございます。

今、大友委員長がおっしゃったように、このアンケートのみをもって是か非かということではありません。客観的なデータはもちろんですが、地域の声などを幅広く検討材料としながら、様々な御意見をいただきたいと考えています。

**大友委員長** すみません。これも小野高校教育課長に直接言いましたけれど、よく質問の答弁で、アンケート結果によるとこうでしたと、アンケートが一つの主な理由みたいな取扱いになっている部分があるので、その辺はちょっと違うと思っています。そこだけは申し添えておきます。よろしくお願いします。

**太田副委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田副委員長** 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田副委員長** それでは、⑤の報告について、委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

**木田委員** 今の④とも関係があるんですが、令和8年度以降、8校、5校とどんどん学校は増えていきますが、配信センターの部屋は一つだけでいくのか。我々も会派で視察に行ったら、四つぐらい配信校があるとか、そういう県もあったんですが、その辺どうですか。

**小野高校教育課長** ありがとうございます。

大分県遠隔教育配信センター——仮称ですけども、一つ大きな建物で、その中にブースを区切って部屋をつくっています。今の段階では八つほど部屋が準備されているので、そういっ

た意味では、今後もそれで対応できると考えています。

**木田委員** 高知県は四つぐらい配信校がありました。8ブースで対応するという事は、教員の配置とか大変ですから、よかったですと思います。これが成功すれば、さきほどの学区のところも連動すると思います。私は空間的な考え方として長時間通学は、保護者と生徒の両方にとって大変重荷になっているのではないかと思います。これがうまくいけば、そういった重荷の解消につなげてもらえるので、遠隔授業を成功に持っていつてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

**太田副委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田副委員長** 大友委員長はありますか。

**大友委員長** ありません。

**太田副委員長** 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

**佐藤委員外議員** さきほど説明があったんですけども、令和7年度、令和8年度、令和9年度としていくと思うんですね。その前に配信センターは設置しておいて、これが順番にやっていくのは何か技術的な問題があるのでしょうか。一気に全校はできないのでしょうか。

それと、さきほどから議論になっていますけれども、通学区域制度の問題と一緒に、我々ももちろん高校を残していきたいという方向です。

市議会の本定例会の中で、高校給食の問題も高校を残していく大前提の下にそういう地域の取組として始まっています。こういう遠隔教育で同等の教育を受けることができれば、本当に地域の高校に行けばいいんだという形を是非やっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

**小野高校教育課長** ありがとうございます。

本県の遠隔教育は、基本的に2校合同で行う予定にしています。また、その中で2校の単位数をあわせたり、地域によっては交通事情等も違うので時間割とか開始の時間をどうあわせるかとか、非常に課題も多いです。

まず4校を入れて、その中で調整をしながら、

また次の8校という形で考えています。それから一気に入れると、初年度から教員の配置も非常に多く必要になるので、そういったことも鑑みながら徐々に行います。ただ、何年もかけてではなくて令和9年度までにと考えています。

**森委員外議員** 質の高い高校教育の提供ということで、生徒が学びたいものが学べたり、質の高いものが学べたりする。あと、ちょっとここでは読み取れないんですけど、教員側の指導力も向上していく必要があるのかなと思います。

それと上野丘高校に配信センターを設置していますけど、この前、上野丘高校の教員と話したら、直接上野丘高校の教員との交流等はないということでした。配置される教員の身分は高校教育課内に置かれるセンターの教員になるのか。また、上野丘高校で教室が空いていたからかもしれませんけど、上野丘高校に設置した理由が、それ以外にあれば教えていただきたいと思っています。

**小野高校教育課長** ありがとうございます。

最初の質疑ですが、配信センターの専属教員で実施していく予定なので今、森議員が言われたように、上野丘高校の中にはありますが、そのことは少し切り離す形で設置します。

現時点では、まずは専属教員から地域の高校にと考えているので、今の段階では教員間の交流まではちょっと考えていません。

上野丘高校に設置した理由ですが、一つは立地の関係で、駅から比較的近いこともあるし、また以前、碩信高校があって、その校舎が使用可能な状況になっているので、そういったところも活用しながらと思っています。

**森委員外議員** そこに配属されるスタッフというか教員は当初何名を予定していて、今後どのように増員していくか計画があれば教えてください。

**小野高校教育課長** 次年度4校で始めますが、これは今2名の専属です。英語と数学です。それから、その次に8校増えて12校になる時点では、現在9名で試算をしています。（「いいです。分かりました」と言う者あり）

**太田副委員長** ちょっと私が質疑したかったの

は前に戻るんですが、夜間中学を爽風館高校でされるということで、あそこの体育館を県内所管事務調査で視察したときに、窓が低過ぎるのか、すごく暑くなるという御意見をいただきました。その後の対策は、何かされたのでしょうか。それとも、この後する計画はあるのでしょうか。

**小野義務教育課長** さきほどの太田副委員長からの御質疑は、爽風館高校の体育館のことだと思いますが、あそこは大きい体育館とアリーナと体育館が三つぐらいあります。実際、夜間中学校の体育の授業は、定時制Ⅲ部の生徒と授業が一緒になるので、その生徒たちとぶつからない形で、今後体育館を活用して借りる調整をしていきます。けれども、いわゆる細かい体育館の空調等は、まだそこまでは詰めていません。あくまでも爽風館高校で学ぶ生徒の安全が大事だと思うので、その辺は今後詰めていきたいと思っています。ちょっと実際、その辺を私は聞いていませんので、すみません。

**太田副委員長** 空調をいつまでにとというのは、まだ予算化されていないんですかね。

**深藏教育財務課長** 爽風館高校の体育館の空調ですが、令和7年度の整備に向けて予算要求をしています。

**太田副委員長** 分かりました。ありがとうございます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田副委員長** ほかに質疑もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

**猿渡委員** 一つは、若い方と意見交換をしたときに、大学生から学校も生理休暇が欲しい、あっていいんじゃないかという意見が出たんですね。本当に生理痛とか、いらいらとか非常に深刻な方もいるので、私もその意見をいただいて、今まで気が付かなかった大事な指摘だなと思いました。

校則の見直しとかも生徒の意見を聞きながら考えたり、生理用品をトイレに置くのではなく生徒に手渡しして状況を聞いたり、いろいろ県

立学校ではやっていると思うんですけども、今後に向けて是非考えていただきたいと思えます。それが1点。

それと、奨学金返済の支援策が必要ではないかということをお前は9月のこの委員会の中でちょっと言ったかと思えます。その後、県外所管事務調査で行った夕張市でも奨学金返還の支援制度があって、夕張市に住んで夕張市で働く人に対してそういう制度を地域振興のためにつくっています。

私が委員会で言ったのは、教員確保に向けて、大分県で教員になった方に対して奨学金の返済を支援するとか、そういうものが必須ではないかという意見なんですけどね。少し調べてみたら、文部科学省の中央教育審議会が大学院を卒業して教員になる、あるいはなつた方に対しての支援策が、質の向上に向けても量的な確保についても大事なので進めようと審議されて、今年5月に通知が出ています。この中に事例も出ていて、岐阜県では要件に大学院と書いていないんですね。県内外問わない大学等という要件で、小中学校の教員になった方に対しての支援策があります。教員に限らず、幅広い奨学金返済の制度についても、出身地を問わない制度は全国でたくさんあります。

ですから、教員確保が難しい点と学費の負担が非常に重いという問題意識がある中で、やはり奨学金の返済に長期間苦勞されている方が多いので、教員確保に向けてもその点の支援が必要ではないか。支援しながら、大分県の教員確保を進めていくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。2点お願いします。

**佐保体育保健課長** さきほどの学生の生理休暇については、ちょっと私も今初めて聞いた話なので、少し勉強させていただきたいと思っています。

**深藏教育財務課長** 給付型奨学金についてですが、国の制度として令和7年度から子ども3人以上の世帯について所得制限が撤廃されるので支援の拡充が予定されています。要件を満たす人全員が支援を受けられることから、県としてもその動向を注視していきたいと考えています。

**猿渡委員** 国の制度は、やはり一部の方が対象だと思えますよね。今奨学金を受けて卒業する人たちもいるわけで、既に働いている人も含めるべきだと思えます。社会全体として奨学金の返済が非常に若者の負担になっていて、子どもを持ちたいけれども、なかなか経済的に躊躇するとか、望む人数の子どもを持つのを諦めるとかにもつながっていると思えますね。だから、そういうことも含めて、是非これは前向きに考えるべきではないかと思えます。国の中央教育審議会としてもやはり教員不足の問題をいろいろと検討しながら、これは必要ではないかということも通知が出ているわけですから、是非前向きに考えていただきたい。

例えば、大分県出身で県外の大学に行った方や県外出身者を含めて、UIJターンで大分県の人口を増やすことにもつながると思えますが、いかがでしょうか。山田教育長、何かありますか。

**吉雄教育人事課長** 猿渡委員から中央教育審議会の答申ということも出ました。いろんなことが答申の中で決められており、さきほどの奨学金の返済については、現時点でどうするとかはまだ言えないんですけども、教員確保のために様々な方策が必要になってくると思っています。中央教育審議会の答申も踏まえた取組について、国の動向も注視しながら、県としても教員確保に向けて、様々な手段について検討したいと考えています。

**山田教育長** 今、国立大学の授業料の引上げを検討している話もあり、国は授業料の引上げにあわせて奨学金制度の拡充、さきほど申した給付型奨学金の拡充を並行して取り組んでいく動きがあります。

あと、教員の人材不足は本当に深刻ですけども、基本的に教員に限らずあらゆる分野で人材が不足している状況の中で、我々としては本当に教員の奨学金の返済支援をもって呼び戻しできればそれに越したことはないんですけども、いろんな産業が同じように人材不足で困っている中で、どこにどう手を入れていくかを全体の中で検討していく必要があるのではな

いかと。相当多額の財源が必要になるし、これまで一生懸命返済してきた人たちとのバランスとか、そういったことも含めて、全体の中で考える必要があるという気がしています。

**猿渡委員** 獣医師のためのそういう制度もありますよね。それを大分県がやっているんですよ。あるいは出身地を問わない中小企業の人材確保のための奨学金返済を支援する制度も大分県として持っているんですよ。

だから、教育委員会としてその予算が取れるかどうかは別にして、そういう制度が必要だと考えるのか、是非つくりたいと考えるのか、やはりそこは教育委員会としての考え方だと思うんですよ。予算を取れるかどうかは、これは絶対必要ですよと言わないと取れないではないですか。ですから、やはりその実現が必要だという立場になっていただいて、是非前向きに考えて取り組んでいただきたいと思います。どうでしょうか。

**山田教育長** これができれば確かに大きなインセンティブになるのではないかという気はしますけれども、さきほど申したように、いろんな分野の人手不足対策を考える中で、学校の教員もその一つというところはやはり否めないのかなというのと、さきほど申し上げたように今、国において給付型奨学金制度の拡充を検討しています。それが広がっていけばそもそも返済不要になり、この問題はなくなるので、そういったところもよく見定めながら考えていく必要があるのかなと。すぐにやるのはちょっと難しいという気がしています。（「是非考えてください」と言う者あり）

**木田委員** ちょっと遅くなっていますが、山田教育長にお伝えしたいのが、私は一般質問で青少年のSNS利用について、知事部局に対してお話をし、今の状況を見たときに知事会の中でもしっかりこれは議論してほしいとお願いしました。教育長も多分全国の会議があると思うんですね。やっぱりこれだけ子どもが犠牲になっている状況を見たときに、日本も手を打たなくては大変な事態ではないかと思うんです。実際に自殺が起きていて、もともと日本の若者

の自殺率が高いのはありますが、今さらに拍車がかかっていると思うし、いろんな犯罪に巻き込まれる。これは本当にこのままでいいのかと思うんですね。

スマートフォンは親が契約者です。何歳未満利用禁止、使用禁止というものは世の中にいっぱいあるのに、これは今手放しの状態になっているんですね。親が買って子どもに与えている。例えば悪いかもしれないけれど、親がたばこを買って子どもに渡して、これは見るのはいいけれども、吸っては駄目だと。研修をするとか、親に研修をさせるとか言っているけれども、それではこの社会問題は解決しないと思うので、教育長もそのことを念頭に入れていただいて、是非議論いただきたいをお願いします。

**山田教育長** SNSの利用に伴って、いろんな被害が出ていることは私も承知しており、これは本当に重要な社会問題ではないかと思っています。

ただ、今回のオーストラリアの16歳未満はSNS一律禁止ということに対しては有識者の間で、それで逆に失うものもあるのではないかとの意見も出ているようです。ほかにもアメリカの一部の州とかイギリスとか、いろんなところでそういう動きがあるんですが、実際に取り組んでいる国における効果や弊害などをよく見定めていく必要があるのかなと。SNSを使いながら、子どもたちが犠牲にならないような対策は今の技術をもってしてもできないのかなと、ちょっともどかしい思いがしています。そういうところもあわせて、本当に一律禁止にするのがいいのか、あるいはいろんな手だてがほかにもあるのかは、これは私の個人的な意見ですがけれども、オーストラリアとか先行した国の様子を見ながら考えていく必要があるのかなという気がしています。

**木田委員** 私は全面禁止とかを提言しているのではなくて、これは何がしかの規制をしないと大変だということを俎上に載せてもらいたい。どこも今、日本では取り上げていないですね。これは大変な問題だと思いうので、それを是非議論の俎上に載せてもらいたいと申し上げます。

**太田副委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田副委員長** 大友委員長、終わりますがよいですか。

**大友委員長** はい、よいです。

**太田副委員長** 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田副委員長** ほかにないので、これをもって教育委員会関係を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

委員の皆さんは協議を行うので、このままお待ちください。

〔教育委員会、委員外議員退室〕

**太田副委員長** これより、内部協議を行います。

まず、閉会中の継続事務調査の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中の継続調査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**太田副委員長** 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。

以上で、予定されている事項は終わりましたが、この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田副委員長** 大友委員長、何かありませんか。

**大友委員長** 皆さん、すみません。委員長なのにオンライン出席で御迷惑をおかけしました。

（「お大事に」と言う者あり）太田副委員長、お世話になりました。

**太田副委員長** いい経験になりました。

それでは、ほかにないので、これをもって委員会を終わります。

お疲れ様でした。